これから どうなる 介護保険

第2回

要支援者サービスの見直し

大阪社会保障推進協議会 介護保険対策委員
日下部 雅喜

介護サービス利用者と介護現場に大きな影響を与える見直しは4つに整理することができます。いずれも「制度改悪」と呼ぶべきもので「4大改悪」と言い換えてもよいと思います。①要支援者のホームヘルプ・デイサービスの「保険外し」、②特別養護老人ホームからの「軽度者締め出し」、③利用者負担を所得によって「2割負担」へ、④低所得の施設利用者の「食費・部屋代補助の削減」です。まさに介護保険始まって以来の制度全般にかかわる重大な内容を含んだ「改悪」です。今回は、「要支援者の保険外し」について考えます。

要介護認定者の3割以上が「保険外し」の対象に

改正介護保険法では、要支援1、2の人への訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）を地域支援事業に移行することは、介護保険全体のあり方を大きく変える可能性があります。

厚労省が7月に示した「総合事業ガイドライン案」（以下「ガイドライン案」）に沿って見てみましょう。

図1　要支援1、2の認定者への保険給付の見直し

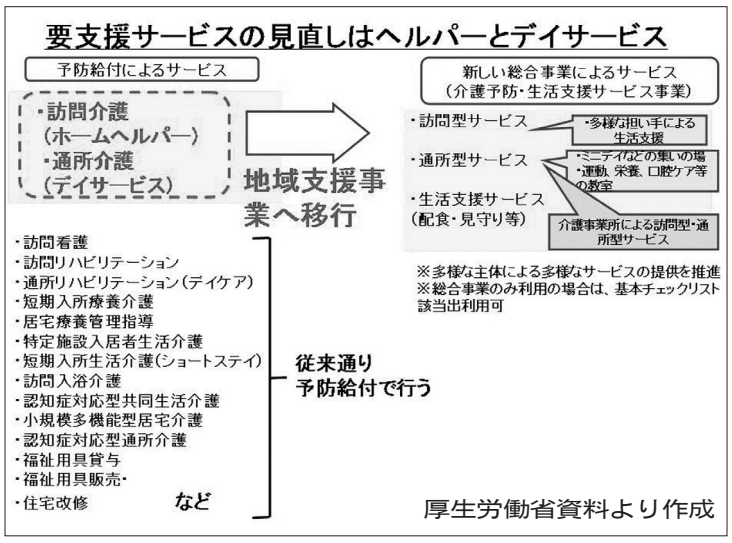

表1　大阪府内の要介護認定者数（2014年7月末現在）

	要支援1	要支援2	要支援者計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
人数	87,017	70,688	157,705	71,288	80,913	54,603	49,245	42,286	456,040
比率	19.1%	15.5%	34.6%	15.6%	17.7%	12.0%	10.8%	9.3%	100.0%

大阪府介護保険事業状況報告

「住民ボランティア」がサービスの担い手に

第1に、サービスの担い手が、介護保険の指定事業者から〝住民主体の助け合い〟など「多様なサービス」に委ねられることです。

改正介護保険法では、地域支援事業の中に「新しい総合事業（介護予防日常生活支援総合事業）」が設けられました。その中に「介護予防・生活支援サービス事業」（以下「サービス事業」）がつくられ、「訪問型サービス」「通所型サービス」「生活支援サービス（配食等）」、「介護予防支援事業（ケアマネジメント）」が設けられました（図2）。

これらのサービス事業が保険給付を外される要支援者のホームヘルプ（介護予防訪問介護）・デイサービス（介護予防通所介護）の受け皿となります。

これまでの介護保険指定事業者による「現行相当サービス」も残りますが、「基準緩和サービス」や「住民ボランティア」が有力な担い手に位置づけられたのです。

図2　〝住民の助け合い〟を前提にした「新しい総合事業」

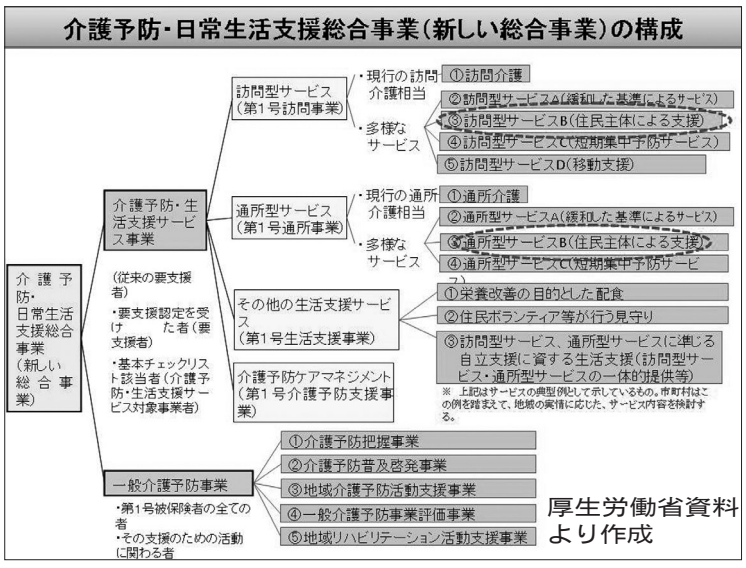

市町村窓口で利用申請を抑制する〝水際作戦〟

第2に、介護保険利用の「入口」である市町村窓口で、要介護認定申請が抑制されるおそれがあることです。

これまで、市町村窓口では、高齢者や家族から相談があった場合は、要介護認定を受ければ介護保険サービスが利用できることを説明し、認定申請を受け付けてきました。

厚労省ガイドライン案では、窓口担当者はサービス事業などについて説明した上で、「明らかに要介護認定が必要な場合」は、要介護認定等の申請の手続につなぐが、そうでない場合や「総合事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能」と説明し、誘導するよう図示しているのです（図3）。

さらに、基本チェックリストを活用し「利用者本人の状況やサービス利用の意向を聞き取った上で、振り分けを判断する」としています。そして、その窓口担当者は「専門職でなくてもよい」としているのです。

これでは、専門職でない窓口職員が、介護保険利用希望者の要介護認定申請を封じ込めたまま、総合事業へ誘導し、介護保険サービスを使わせないという事態が引き起こされる危険性があります。

ガイドライン案には、一応「必要な時は要介護認定申請ができることを説明」とは記載していますが、市町村窓口を訪れる多くの高齢者は、要介護認定が何かも知らないことがあります。

市町村窓口の態度一つで要介護認定という入口を封じ込められてしまう可能性があり、認定申請権の侵害につながりかねません。

図3　窓口で「明らかに要介護認定が必要かどうか」を判断

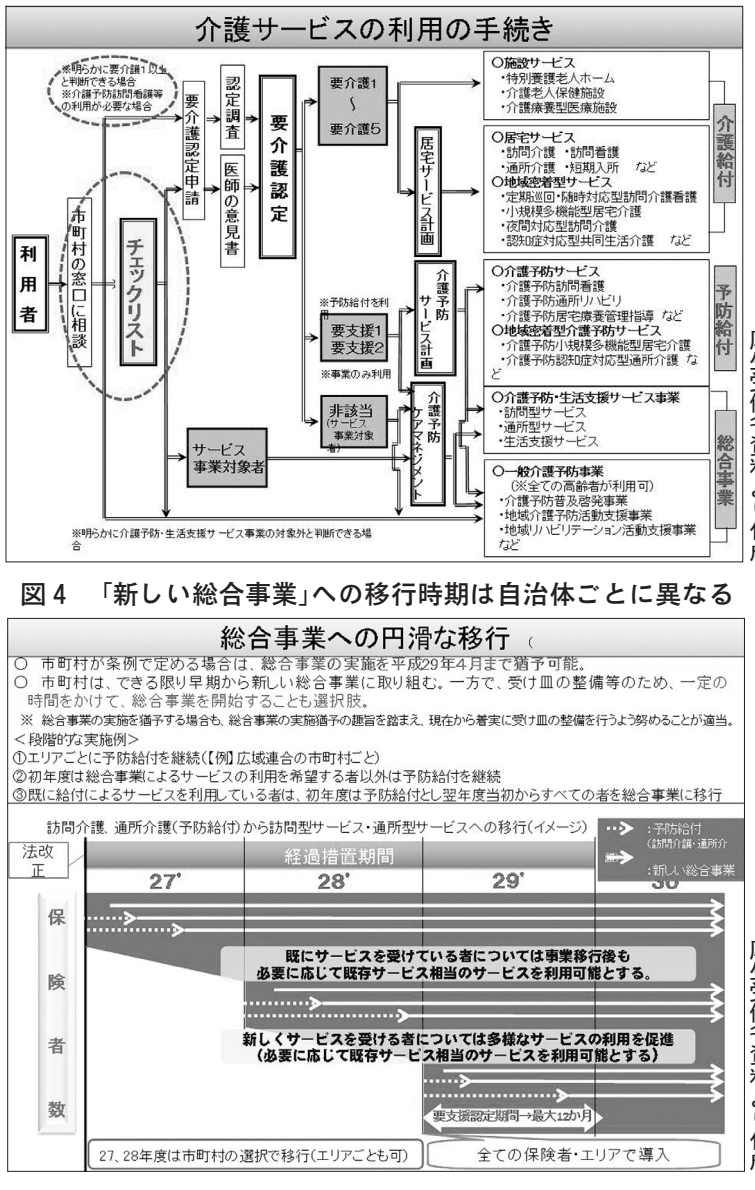

厚生労働省資料より作成

図4　「新しい総合事業」への移行時期は自治体ごとに異なる

厚生労働省資料より作成

2015年度から自治体ごとに3年間で移行

要支援者のホームヘルプ・デイサービスは、2015年度～2017年度にかけて市町村ごとに介護保険の給付（予防給付）から外し、地域支援事業に置き換えられることになっています（図4）。

サービス基準、単価、利用者負担などが全国一律に決められた介護保険サービスから、市町村ごとの「事業」となるため、現在、大阪府内の各市町村では、実施時期、実施方法などを検討しています。

要支援者に対するホームヘルプサービスとデイサービスは、週1～2回程度のサービス提供が大半ですが、このわずかな支えが多くの高齢者の在宅生活を継続する「命綱」となってきました。これを「安上がり」を目的に、無資格者によるサービスやボランティアに置き換えることになれば、「命綱」を失い、生活がなりたたなくなる人が続出しないかと危惧されています。

（つづく）

関連書籍 発売中

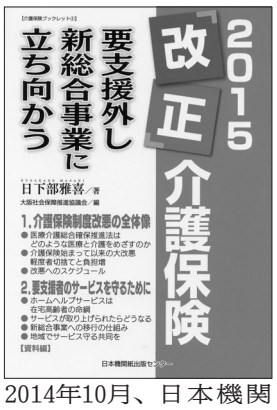

2014年10月、日本機関紙出版センター発行、本体1,200円＋税